

【開設届記載例】

第1号様式

保健所長 殿

住民票、登記簿謄本通りに記載して下さい

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

確認済証に反映されるので、大文字・小文字・スペース・()等は正確に記載して下さい

住所 ○○市○○1丁目2番地3号
氏名 沖繩 花子

(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

美容所開設届

下記のとおり、美容所を開設しますので、美容師法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

アパート、ビル等の場合は建物名称、階数、部屋番号を記載して下さい

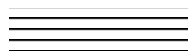
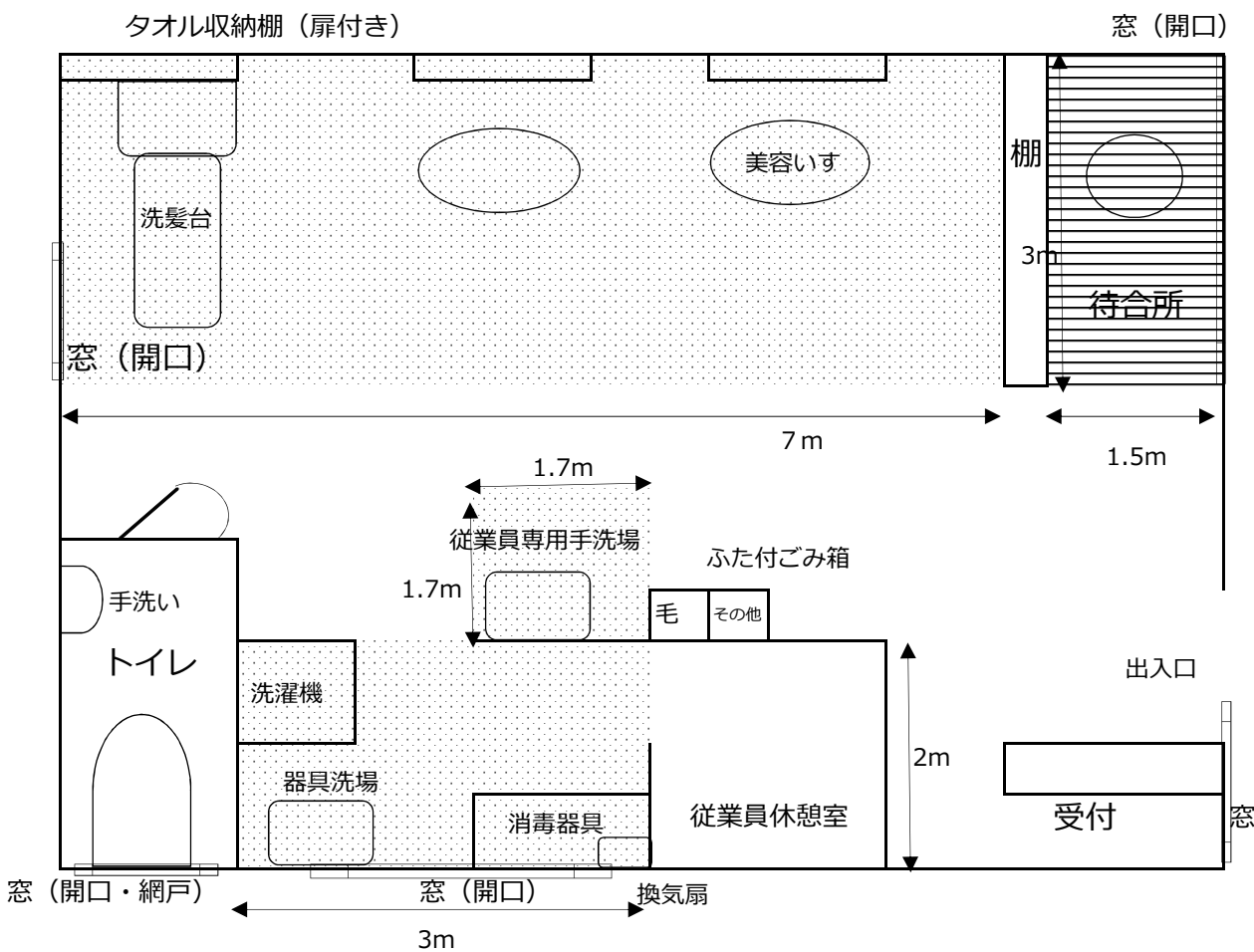
記

美容所の名称	○○美容室	所在地	△△市△△4-5-6 ○○ビル201	
開設予定年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
構造設備の概要	別紙のとおり	実際の開設は保健所の確認後になります		
美容師				
登録番号	氏名	住所(管理美容師のみ)	管理美容師資格取得年月日及び番号	美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無
第12345号	沖繩 花子	○市○1-2-3	平成○○○ ○第○○○号	有 無
第 号			第 号	有 無
第 号	美容所と理容所を同一施設で兼ねる場合に記載して下さい		第 号	有 無
第 号			第 号	有 無
その他の従業員の氏名			沖繩 太郎	
重複開設の場合	理容所の名称			
	理容所開設予定年月日(開設予定の場合)			

添付書類

- 美容所の構造設備の概要を明らかにした平面図
- 医師の健康診断書(第2号様式)
- 管理美容師を置く場合にあっては認定講習会修了証の写し
- 外国人が届出をする場合にあっては、住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。)

受付等美容に従事しない従業員の方がいる場合は記載して下さい。いない場合は「なし」と記載して下さい。



待合所

$3\text{m} \times 1.5\text{m} = 4.5\text{m}^2$



作業所

$3\text{m} \times 7\text{m} = 21\text{m}^2$

$1.7\text{m} \times 1.7\text{m} = 2.89\text{m}^2$

$2\text{m} \times 3\text{m} = 6\text{m}^2$

$29.89\text{m}^2 > 13.2\text{m}^2$

(平面図ポイント)

- 待合所と作業所の区分の種類配置を明記して下さい。
- 待合所と作業所はそれぞれ範囲がわかるように色分けや凡例をつけて下さい。
また、寸法 (内法) も記載して下さい。
- 待合所と作業所の面積算定式を記載して下さい。
- 窓について、開口できるか、網戸がついているか明記して下さい。
- 住宅等の一部を使用する場合は、施設全体の中で美容所を配置する場所を明記して下さい。

別紙1(記載例)

構造設備の概要

該当するものを○印で囲むか、数字又は文字を記入する。

建物の構造	鉄筋コンクリート・鉄骨・木造・その他()		
床	コンクリート・タイル・リノリウム・板・その他()		
腰壁(腰張り) (床から60cm高)	洗い場	コンクリート・タイル・その他()	
	その他	コンクリート・タイル・その他(防水クロス)	
作業所	(面積は内寸) 29.89 m ²	計 (面積は内寸)	作業室と客待場所との境
客待場所	(面積は内寸) 4.5 m ²	34.39 m ²	柵・ケース・障壁・その他()
換気	自然換気・換気扇・その他()		
採光窓	有・無		
照明	蛍光灯 2 個	白熱灯 個	LED 3 個
作業いす	4 台	内訳	理容いす 台 シャンプーいす 1 台
			美容いす 3 台 美顔術いす 台
			ドライヤーいす 台 アームドライヤー 台
消毒設備	消毒室(場所)	有・無	布片格納戸柵 1 個
	紫外線消毒器	有・無	消毒済器具容器 1 個
	メスシリンダー	有・無	未消毒器具容器 1 個
	薬液容器	有・無	未洗浄布片容器 1 個
	消毒薬(複数可)	次亜塩素酸ナトリウム・エタノール・その他()	
	タオルの消毒	蒸気消毒器・その他(次亜塩素酸ナトリウム)	
その他の設備	器具(タオル等)洗場	有・無	手洗設備 有・無
	蓋つき毛髪箱	1 個	冷房設備 有・無
	蓋つき汚物箱	1 個	暖房設備 有・無
便所	汲取・水洗式 (手洗設備: 有・無)	排水処理	浄化槽・下水道

救急箱も完備すること。

器具洗い場と従事者用手洗い場とは、別々に設けること。

タオルを薬液で消毒する場合は、大型の蓋付き容器が必要。

器具及び布片の数 ※美容所(美容いす3脚)の場合

施設が保有する総数を、美容所または理容所の備付数の欄に記入する。備付数は最低数以上が必要で、例えば、理・美容椅子が3台の施設では、タオルなら備付基準の20に3を掛けた60が、はさみなら2×3=6が、最低必要数となる。

美容所

以下の基準は**美容いす1脚ごと**の数

No	品目	基準	備付数
1	タオル	20	60
2	カッティングクロス	2	6
3	シャンプークロス	1	3
4	化粧衣	1	3
5	セットコーム	2	6
6	テールコーム	2	6
7	荒ぐし	2	6
8	かみそり	2	6
9	はさみ	2	6
10	ローションブラシ (又はヘアーダイブラシ)	2	6
11	ヘアーブラシ	2	6
12	刷毛(はけ)	2	6
13	ローションカップ (又はヘアーダイカップ)	1	3
14	スポイト	1	3

以下の基準は**施設(店)ごと**の数

	品目	基準	備付数
15	ドライヤー	1	1
16	セット台	1	1
17	液量計	1	1

理容所

以下の基準は**理容いす1脚ごと**の数

No	品目	基準	備付数
1	タオル	20	
2	カッティングクロス	2	
3	シャンプークロス	1	
4	シェービングクロス	1	
5	クリッパー(替刃)	2	
6	かみそり	2	
7	はさみ	2	
8	くし	3	
9	刷毛(はけ)	2	
10	シェービングブラシ	2	
11	仕上げブラシ	2	
12	ふけとりブラシ	3	
13	受け皿(器具)	1	
14	シェービングカップ	1	

以下の基準は**施設(店)ごと**の数

	品目	基準	備付数
15	シャンプー容器	1	
16	石ケンポット	1	
17	パウダー振出容器 (又は パウダーポット)	1	
18	スポイト	1	
19	酒精(アルコール)綿入れ	1	
20	液量計	1	